# 経営管理態勢の高度化への取り組み

## コーポレート・ガバナンスの状況

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、お客さま、地域社会、株主の皆さま、従業員をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、透明性が高く、公正かつ効率的で健全な経営の実践に努めています。

また、平成27年度より平成29年度を計画期間とする第17次中期経営計画「αACTION PLAN 2018～持続的成長へ向けた『変革と実行』～」において、「経営管理態勢の高度化」を経営課題の1つに掲げ、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。

### コーポレート・ガバナンス体制の概要

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識し、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としています。

取締役会は、独立性の高い社外取締役3名を含む9名で構成され、定時の他、必要に応じて開催し重要事項の決定並びに業務の執行状況について報告を行っています。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、取締役会の下位機関として経営会議を設置し、取締役会付議事項の協議や行内規定に定めた重要事項の決定を行うとともに、執行役員制度の導入により、経営と業務執行の役割分担を明確化し、取締役と執行役員がそれぞれ責任をもって業務を行う体制を確立しています。

監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されます。常勤監査役は、経営会議の他、各種委員会等に出席し、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価に基づいた的確な助言を行っています。また、社外監査役は、経営陣から独立した中立的な立場で取締役会に出席することにより、経営監視の実効性を高めています。

コーポレート・ガバナンス体制図（平成28年6月30日現在）

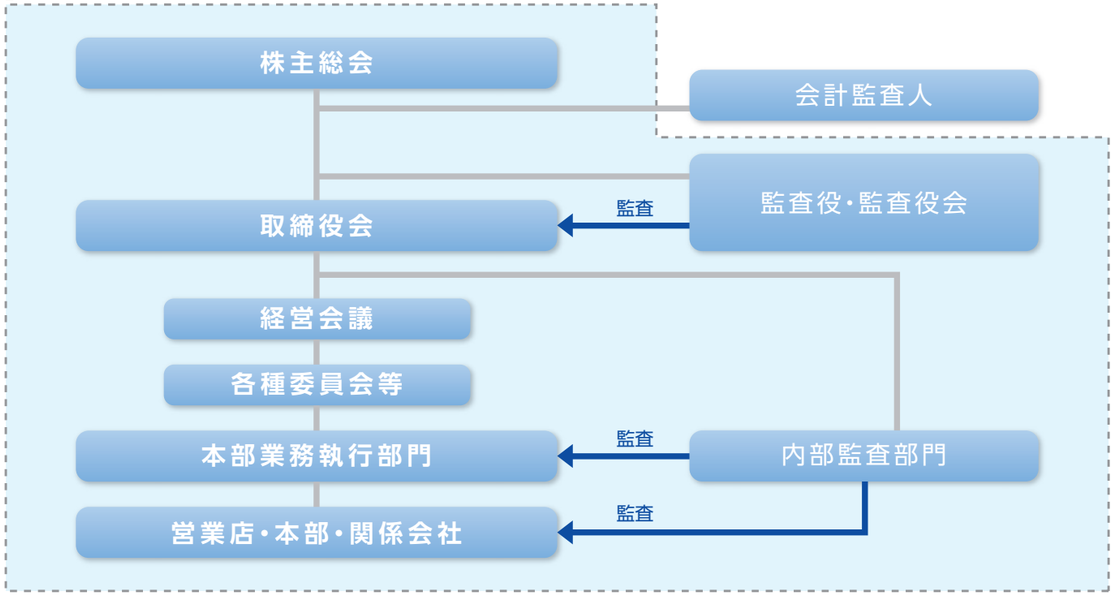


### 現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用する理由

当行は、監査役制度を採用しています。監査役5名のうち過半数となる3名が社外監査役であり、監査の透明性及び実効性が確保され、経営監視機能が十分に発揮されているものと判断しています。また、常勤監査役は、当行における業務経験が豊富で経営に対する理解が深く、経営課題に関する適切な助言を行うことで、経営監視の実効性を高めています。

なお、取締役会の的確かつ迅速な意思決定と監督機能の強化を目的として、平成28年6月から、取締役の員数を従来の15名から9名へ減員したほか、全体の3分の1となる3名の社外取締役を選任し、ガバナンス体制の高度化を図っています。

### 内部統制システムの整備状況

当行では、適正かつ効率的な対応が図れるよう、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を取締役会において決議し、以下の8項目の体制を整備しています。

#### （1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。
2. 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、並びに代表取締役を担当役員とするコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
3. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。
4. 役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規定」を制定し、適切な運用を図る。
5. 市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。

#### （2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。
2. 取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### （3）損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1. 「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。
2. 各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制※を整備する。
3. 内部監査部門は、リスク管理態勢※の適切性について、独立した立場から監査を行う。
（※「体制」は組織・制度を表し、「態勢」は対応等を表しております。）
4. 大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。
5. 取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。

# 経営管理態勢の高度化への取り組み

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は経営計画のほか、事業年度毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確に定め、業務運営及び業績管理を行う。
2. 迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、代表取締役及び常務取締役等で構成する「経営会議」を設置する。
3. 執行役員制度を設け、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図る。
4. 各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

### (5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当行及びその子会社からなる企業集団(以下「京葉銀行グループ」という)における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社(以下「グループ各社」という)に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。
2. グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。
3. 当行からグループ各社へ必要な指導・助言を行う体制を整備し、京葉銀行グループが効率的な業務運営を確保できる体制を構築する。
4. グループ各社のコンプライアンス及びリスク管理等の体制構築につき指導・監督を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ各社への内部監査を実施し、京葉銀行グループ全体として、業務の適正が確保されるよう努める。
5. 「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役室に監査役補助者を配置するとともに、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保する。
2. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人は当行またはグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
2. グループ各社の取締役、監査役及び使用人、または、これらの者から報告を受けた者は、当行またはグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、直ちに監査役に報告する。
3. 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
4. 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。
2. 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
3. 監査役が職務の執行について生ずる費用についてあらかじめ予算を設けるとともに、監査役よりその職務の遂行上必要な費用の請求を受けたときは、速やかにこれを支払う。

## リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備状況

当行では、リスク管理基本規定をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、リスク管理の方針や管理の方法を明確にしています。具体的には、融資・市場・事務・システム等部門毎にリスク管理部署を定め、その特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、リスク管理部リスク管理グループが、リスク管理統括部署として各リスクを統合的に管理し、リスクの把握及びコントロールを行っています。

リスクを管理・協議するための組織としては、リスク管理委員会とALM委員会を設置しています。リスク管理委員会は、当行のリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行い、各種リスクに対する認識の統一とリスク管理を重視する企業風土の醸成を図るとともに、リスク管理態勢全般の整備・構築を行うことを目的としています。一方ALM委員会は、資産・負債の総合管理について検討し、リスクを極小化して収益を極大化すべく、経営意思決定のための報告・提言を行うことを目的としています。

コンプライアンスにつきましては、リスク管理部担当役員をコンプライアンス担当役員とし、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンス統括部署として明確に定め、定期的に本部関係部署によるコンプライアンス委員会でコンプライアンス全般について協議するとともに、全営業店及び本部各グループに法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修等を行っています。また、銀行員としての行動規範や法令遵守ガイダンス、融資取組時の規範等を盛り込んだコンプライアンスファイルを役職員全員が所持し、日常業務等における指針・手引書として活用し意識の徹底を図る等、コンプライアンス態勢の強化に努めています。

## 内部監査及び監査役監査の状況

当行では、監査部による内部監査を通じ、銀行組織の機能充実を図っています。監査部は24名(平成28年3月31日現在)の体制をとり、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等への遵守性や有効性を監査し、その状況と改善事項を取締役や監査役及び取締役会へ報告しています。

監査役は、業務の執行状況について、諸法令や行内規定等との適合性に関する監査を実施しています。会計監査人である新日本有限責任監査法人と、監査の実施状況等について、随時意見や情報の交換を行っており、監査の適切性と実効性を高めています。また、監査部による監査役説明会や監査実施状況報告が定期的に実施されているほか、監査部との保有情報の共有や意見交換が常時行われており、内部統制システムの有効性と適切性を高めています。内部監査、監査役監査、会計監査の各監査は相互に連携し、内部統制部門に対する監査を適宜実施しています。

# 経営管理態勢の高度化への取り組み

## 社外取締役及び社外監査役

当行の社外取締役は3名、社外監査役は3名です。社外取締役は、客観的な視点からの意見を当行の経営に反映させていただくため、社外監査役は、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しています。いずれも当行との間に特別な利害関係はなく、他の取締役や監査役との間に人的関係はありません。

また、社外役員６名全員が、当行が定めた社外役員の独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所へ一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ています。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会や監査役会への出席、主要な書類の閲覧及び他の役職員との協議等を通じ、内部監査、監査役監査及び会計監査と相互に連携するとともに、内部統制部門からの報告を受けており、監督または監査の実効性を確保しています。

**「社外役員の独立性判断基準」**

当行における社外取締役または社外監査役は、現在または最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする

(1) 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、または、その重要な子会社の業務執行者
(2) 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、または、その重要な子会社の業務執行者
(3) 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
(4) 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者
(5) 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）
①上記（1）から（4）までに該当する者
②当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等
（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む
（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先
（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先
（注4）総議決権の10%以上を所有する株主
（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す
（注6）二親等内の親族

## 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下の通りです。

| 公認会計士の氏名等 | | 所属する監査法人名 |
|---|---|---|
| 業務執行社員 | 江見　睦生 | 新日本有限責任監査法人 |
| | 岩崎　裕男 | |
| | 小松﨑　謙 | |

● 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士…… 4名
その他…… 16名

## リスク管理態勢

ITの高度化や規制緩和の進展により、銀行が直面するリスクはますます多様化、複雑化しており、リスクの所在や大きさを正確に把握・分析し、適切な管理を行うことが一層重要となっています。当行では、リスク管理を、企業価値の向上に必要不可欠な経営課題として位置づけ、リスク管理体制の充実・強化に取り組んでいます。

## 統合的リスク管理体制

銀行が直面するリスクが多様化・複雑化するなか、経営の健全性を維持しつつ収益を拡大していくためには、信用リスク、市場リスクなど個々のリスクを別々に評価し管理するだけでなく、リスク全体を統合的に捉え、銀行全体のリスクと経営体力（自己資本）を対比することによるリスク管理、いわゆる統合的リスク管理を行っていく必要があります。

当行では、この統合的リスク管理を実現するために、「リスク管理基本規定」をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、銀行全体のリスク管理の方針や管理の方法を明確にしています。また、融資・市場・事務・システムといった業務部門毎にリスク管理部署を定め、その特性に応じたリスク管理を行うとともに、リスク管理部リスク管理グループをリスク管理統括部署と定め、銀行全体のリスクの把握とコントロールを行っています。リスク管理にかかる重要な方針や具体的な行動計画は、定期的に開催される「ALM委員会」および「リスク管理委員会」で協議し、経営のための報告・提言を行います。

## 信用リスク

信用リスクとは、貸出やオフバランス取引等において、取引先の信用悪化に伴い、元本や利息の支払いが契約通りに履行されず損失を被るリスクのことで、銀行業務における主要なリスクの1つです。

当行では、「信用リスク管理規定」を制定し、融資の基本姿勢を明文化したクレジットポリシーを定め、貸出の審査にあたっては、これを遵守するとともに、安全性・収益性・公共性・流動性・成長性を基本原則とし、事業計画や資金使途、返済能力などを総合的に評価し、厳正な姿勢で取り組んでいます。

また、特定先や特定業種への与信集中を回避し、リスクを分散するために、大口融資先の管理方針を明文化した「与信ポートフォリオ管理要領」を制定し、業種別・企業規模別などさまざまな角度から信用リスクの状況のモニタリングを行い、与信ポートフォリオの健全性向上に努めています。

取引先の信用状態については、「信用格付制度」により企業の財務状態などに応じた格付に区分し、「格付査定システム」を活用して随時見直しを行っています。この「信用格付制度」を信用リスク管理の中心と位置づけ、貸出金利プライシング、融資決裁権限、信用リスクの計量化など、与信業務全般に幅広く活用するとともに、信用リスク管理体制のさらなる高度化に向けての取り組みを強化しています。

## 市場リスク

市場リスクとは、市場の変動により資産の価値が変動し損失が発生するリスクのことで、金利の変動によって発生する金利リスク、有価証券等の価格の変動によって発生する価格変動リスク、為替相場の変動によって発生する為替リスクなどがあります。また、市場での取引量を確保できないため、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより発生するリスク（市場流動性リスク）も、市場リスクの1つとして捉えています。

当行では、資金証券部および国際部が市場リスク管理を担当しており、リスク管理の状況をリスク管理部リスク管理グループおよび毎月開催されるALM委員会に報告し、検討、分析を行う体制となっています。

# 経営管理態勢の高度化への取り組み

## 流動性リスク

流動性リスクとは、当行の信用状況等の変化または予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生し、資金繰りが逼迫するリスクのことです。

当行では、半年毎に運用・調達のバランスを考慮した資金計画を策定するとともに、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しています。また、万一の場合に備えてコンティンジェンシー・プラン（緊急時対応計画）を策定し、さまざまな事態を想定し対応できる体制を整備するなど、万全の措置を講じています。

## オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失を被るリスクのことをいいます。

当行では、オペレーショナルリスクを、事務リスク、システムリスク、その他のリスクに区分し、それぞれにリスク管理部署を定め、その特性に応じたリスク管理を行うとともに、リスク管理部リスク管理グループをオペレーショナルリスク管理統括部署と定め、統合的リスク管理のなかで、銀行全体のオペレーショナルリスクの把握とコントロールを行っています。

### ▶事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客さまにご迷惑をお掛けし、その結果当行が損失を被るリスクのことをいいます。

当行では、事務の多様化や増加し続ける取引量に適切に対処し、お客さまからの信頼を維持・向上させていくため、可能な限りIT化を図り事務の自動化を行うなど、取扱量を極小化することにより事務処理体制の整備・強化に努めています。具体的には「事務リスク管理マニュアル」を制定し、管理者による定期的なリスク認識およびリスクチェックを実施しています。

銀行内で発生している事務リスクについては、本部各部署で取りまとめを行い影響度合いを測定しています。また、パート行員を含めた全行員の事務知識向上のために、e-ラーニング等の各種研修を実施しています。監査体制としては、監査部による本部各部門および営業店への内部監査の実施、本部各部門および営業店自らが行う店内検査、また事務部による事務指導臨店により、内部牽制を図りながら本部と営業店が一体となって事務水準の向上に努めています。

### ▶システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止や誤作動等の事故、不正使用、データの紛失・破壊・改ざん・漏洩等により、損失を被るリスクのことです。

システムリスクを回避するための対策は、お客さまに質の高いサービスを提供するうえで極めて重要なことと考えます。当行は、各種システムおよび設備の二重化等の安全対策を講じるとともに、事故を未然に防止するためのルールや、万一障害が発生した場合の詳細な対応方法を行内規定に定め、システムリスクの極小化を図っています。

また、当行の保有する情報資産を適切に保護するため、電子データはすべて本部のサーバで集中管理し各営業店の端末機器には、情報を残していません。さらに、サーバへのアクセス権限を厳重に管理するとともに、パソコン等を通じて電子データをUSBメモリなどの外部媒体にコピーする操作を制御するシステムを導入し、情報漏洩に対するリスクの低減を図っています。

### ▶その他のリスク

オペレーショナルリスクには、事務リスク、システムリスクの他にも、悪質な噂や風説などによりお客さまや市場の間で当行の評判が悪化し、当行の株価や業績等に悪影響を及ぼす風評リスクや、災害や犯罪などによりお客さまや当行の行員、店舗等が損害を受けるリスクなどがあります。

当行では、「風評リスク対策マニュアル」や「防犯・防災対策マニュアル」を制定し、役職員の日ごろの心構えやリスクが顕在化した場合の対応策などを定め、こうしたリスクの軽減・極小化のための体制を整備しています。



### リスク管理体制図

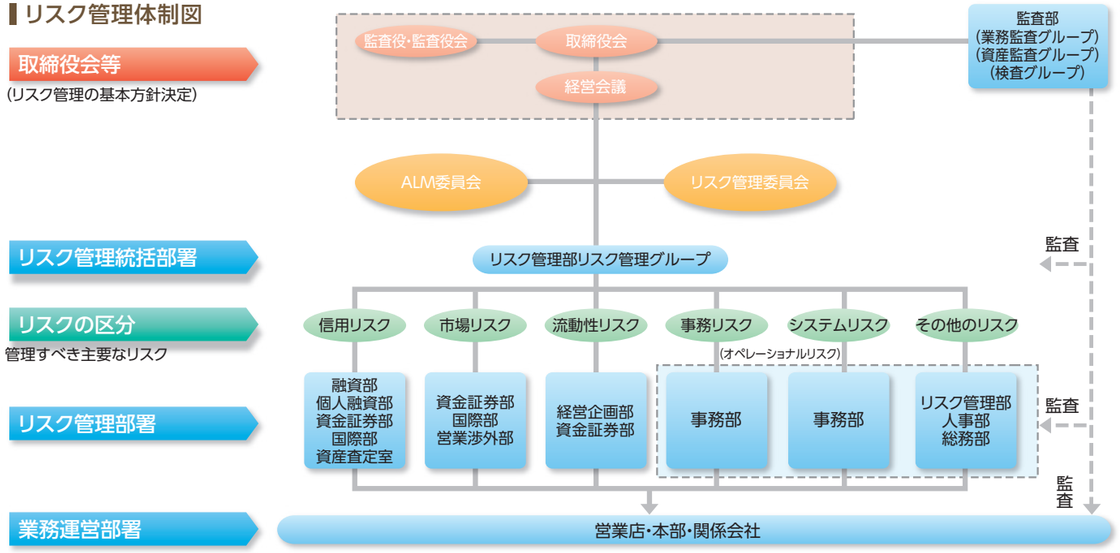


(平成28年6月30日現在)

# コンプライアンス態勢

「コンプライアンス」とは、「法令等遵守」「企業順法」という概念を総括する言葉です。この場合留意すべきは、単に法令の遵守のみならず企業内のルールや倫理に加えて社会規範等を守ることも含まれる点です。

コンプライアンス態勢整備の目的は、これら法令等の違反を予防することであり、万一違反等を起こした場合、迅速かつ的確な対応を最優先で実行します。

## コンプライアンス強化の取り組み方針

企業としての社会的責任を果たし、お客さま、株主の皆さまをはじめマーケットから見た企業の価値を高めるには、コンプライアンスの強化が経営の最重要課題と認識し取り組んでいます。

役職員の法令等の遵守態勢確立のため、「私達の行動規範」および「法令遵守ガイダンス」等を制定し、全役職員がこれらの遵守を宣誓しています。

## 具体的な取り組み

代表取締役をコンプライアンス担当役員に、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンスの統括部署として明確に定めるとともに、本部各グループおよび全営業店に法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス・マインドの醸成を図っています。

## コンプライアンスファイル

役職員全員が、法令等遵守、企業倫理の徹底を図るため、各自が「コンプライアンスファイル」を所持し、日常生活・業務活動における指針・手引書として活用しています。

**内容**

- 私達の行動規範
- 法令遵守ガイダンス
- 融資取組時の規範
- 反社会的勢力に関する対応マニュアル
- インサイダー取引未然防止ルール

# 経営管理態勢の高度化への取り組み

## コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス態勢充実のための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を各年度毎に取締役会（最高責任機関）で決定し、これに基づき行員のコンプライアンス研修やコンプライアンスに関する規定等の整備、業務に関する法務相談、コンプライアンス・チェックの実施、個人情報保護法や金融商品取引法など、新たな法律施行への行内対応等、諸施策を展開しています。その他新法や改正法についても、機動的に対応をしていきます。

## 個人情報保護の取り組み

当行はお客さまの個人情報・個人番号および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます）のお取り扱いに関する考え方・方針をまとめた「個人情報保護宣言」を制定し、すべての営業店の店頭に掲示をするとともにインターネットのホームページ上にも掲載しています。この「個人情報保護宣言」に基づき、個人情報・特定個人情報等の取り扱いに関する諸規定等を定め、併せて、データの漏洩や毀損を防止するための技術的な安全対策を施すなどシステム面でもセキュリティの向上を図っています。

今後も、行員に対する教育・監査を徹底していくとともに個人情報の取り扱い状況の点検・監査等を実施し、個人情報・特定個人情報等保護への取り組みに積極的に対応していきます。

## その他

お客さまとの利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益が不当に害されることを防止するため、利益相反管理方針を定めるとともに、その概要をホームページに掲載しています。

役職員の法令等遵守状況の検証は、リスク管理部による臨店指導の他、遵守状況のモニタリングを客観的かつ中立的立場から行うべく、監査部、監査役による2次チェック、3次チェックを実施し、経営陣に対する適切な提言と、該当部店に対する指導を随時行っています。

また、コンプライアンス上の問題についての申立制度として、コンプライアンス統括部署に、コンプライアンス・ホットラインを設けています。

### コンプライアンス体制図

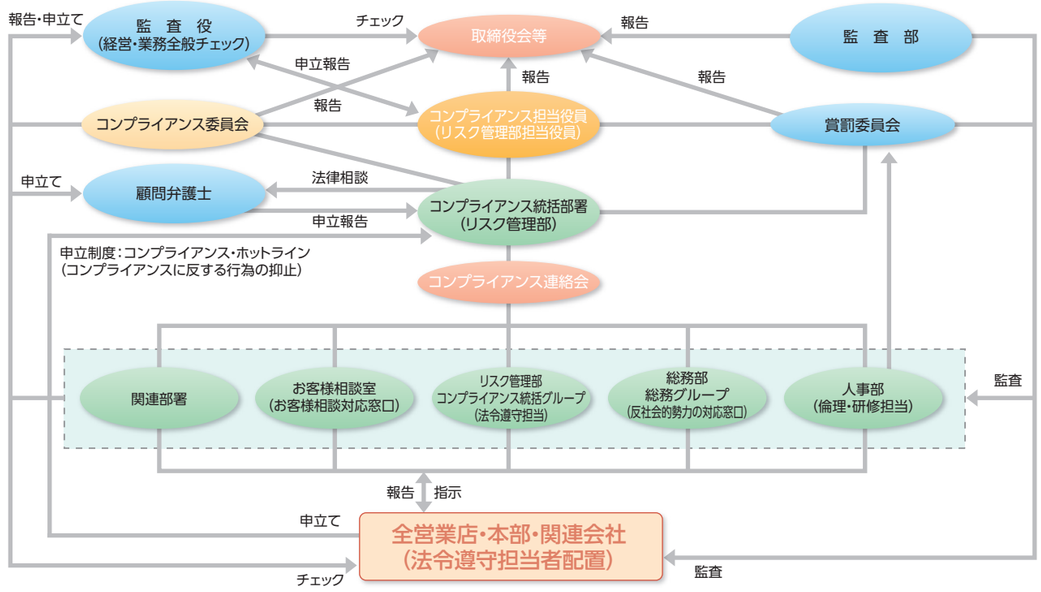


- チェックリストによるチェック（リスク管理部）
- 支店巡回（リスク管理部、人事部）
- 監査（監査部）
- 外部との契約に係わる点検・質問書による法務相談（リスク管理部）
- 事務指導（事務部）
- 証券業務（資金証券部）
- コンプライアンス・ホットライン（電話、文書、Eメール等により個人→コンプライアンス統括グループリーダー・常勤監査役・顧問弁護士へ直接申立て）

（平成28年6月30日現在）

## 京葉銀行の行動規範

当行は、社会からの信頼を揺るぎなきものとするための「行動規範」を次のように定めます。これは、全役職員が遵守すべき倫理的規範であり、全ての行動の指針となるものです。経営者は自ら本規範の遵守に努めるとともに、リーダーシップを発揮して行内への周知徹底を図ります。

### 地域社会との関わり

- 金融機関としての高い公共的使命と社会的責任の重みを認識し、高い自己規律を確立します。
- 事業活動を通じて地域経済社会の発展に寄与するとともに、地域銀行としての責務を認識し、積極的に社会貢献活動を行います。
- 地域社会と共存共栄する営業活動を行うことは、強い信頼関係を構築することであり、これにより当行の発展も可能となります。

### 情報開示

- 株主を始め広く社会とのコミュニケーションを図り、経営情報を積極的かつ公正に、適時適切に開示します。

### 働きがい

- ゆとりと豊かさを実現し、安全で働きがいのある職場を確保するために、互いの人格、個性を尊重し、規律、秩序を守ります。

### 営業活動

- 公正、透明、かつ自由な競争を行い、お客さまへの一方的な押し付けや、不利益となる取引は行いません。

### お客さまニーズへの対応

- お客さま第一主義の精神を実践し、真にニーズにあった質の高い商品・サービスを開発・提供いたします。また、リスクのある商品等については、充分な説明を行います。

### 反社会的勢力の排除

- 市民社会および企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。

## 京葉銀行の勧誘方針

私たちは、金融商品の販売等に当たり次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 私たちは、お客さまの知識、経験、財産状況、契約締結の目的を踏まえ、お客さまの意向と実情に即した適切な勧誘を行います。
2. 私たちは、お客さま自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、商品内容やリスク内容などの事項について、書面その他適切な方法により、十分なご理解をいただけるよう努めます。
3. 私たちは、お客さまの信頼の確保を第一義とし、断定的な判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客さまの誤解を招くような勧誘を行いません。
4. 私たちは、お客さまのお申し出のない限り、深夜や早朝などお客さまの迷惑となる時間帯に、電話・訪問による勧誘を行いません。
5. 私たちは、お客さまにご満足いただける勧誘を行うべく、役職員一体となって研鑽に努めます。

本勧誘方針は、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して準用いたします。